

四日市市職員共済会コンビニエンスストア運営業務委託実施要領

1 業務名

四日市市職員共済会コンビニエンスストア運営業務委託

2 目的

四日市市職員の福利厚生を目的として設けられたコンビニエンスストアの経営について、安定した経営と質の高い商品・サービスの提供を行うことのできる事業者を選定するため。

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザルによる選考を行う。

4 運営主体

四日市市職員共済会

5 業務内容

別紙「四日市市職員共済会コンビニエンスストア運営業務委託仕様書（別紙①）」のとおり

6 施設概要

次の施設を運営すること

コンビニエンスストア

所在地 四日市市諏訪町2番2号

位置 四日市市総合会館1階

面積 134m²

7 契約期間

令和8年4月中旬頃～令和18年3月31日

8 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすこと。（事業者決定後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は決定を取り消す。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (6) 本事業を運営するにあたり、必要とされる食品衛生法等の関係法令に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点でそれらを有する者であること。又は、営業開始までに確実に取得する見込があること。

9 日程

令和7年12月15日（月）	募集要項の公表（四日市市ホームページ）
令和8年 1月15日（木）	参加意向申出書の提出期限
令和8年 1月20日（火）	現場説明会
令和8年 1月27日（火）	質問書の提出期限
令和8年 2月 6日（金）	質問への回答
令和8年 2月13日（金）	企画提案書の提出期限
令和8年 2月下旬頃	プロポーザル審査委員会の開催
令和8年 3月上旬頃	審査結果通知（内定通知）の発送
令和8年 3月中旬頃	理事会開催
令和8年 3月下旬頃	評議員会開催（業者決定）
令和8年 4月上旬頃	業者との細部打ち合わせ、予約契約書締結
令和8年 4月中旬頃	業者との委託契約締結
令和8年 5月上旬頃	コンビニ営業開始準備
令和8年 7月上旬頃	コンビニオーブン

10 募集要項等の公表

令和7年12月15日（月）から四日市市ホームページによるものとする。

11 参加意向申出書（別紙②）及び誓約書（別紙③）の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月15日（木）17時15分まで
- (2) 提出先 四日市市職員共済会事務局（人事課内）
- (3) 提出方法 持参による提出

12 現場説明会

以下のとおり、現場説明会を開催しますので、参加を希望される場合は令和8年1月19日（月）までに四日市市職員共済会事務局までご連絡ください。

- (1) 実施日時 令和8年1月20日（火）16時集合
- (2) 集合場所 四日市市総合会館1階 喫茶店

- (3) 持物 本要領及び仕様書（別紙等を含む）
(4) 参加人数 1申込者あたり2名までとさせていただきます。

13 質問書（別紙④）の受付等

本業務に関し質問がある場合には、質問用紙を作成し、提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年1月27日（火）17時15分まで
(2) 提出先 四日市市職員共済会事務局（人事課内）
(3) 提出方法 電子メールによること。
・電子メールの「件名」にプロポーザルの参加者であることが明確にわかる表題を付け、質問は添付ファイルとすること。
・電話等による問い合わせには応じない。
・回答は令和8年2月6日（金）に全応募事業者にメールで回答予定。

14 企画提案書（別紙⑤）等の提出

（1）提出書類

〈法人の場合〉

- ア 企画提案書（別紙⑤）
・提出する企画提案書は1者1案とすること。
・提出部数は、12部とする。（審査委員会でプレゼンテーションを行っていただく際の資料となります。）
イ 国税の納税証明書（その3）及び地方税の納税証明書（各1部、発行日から3ヶ月以内のもの）（各税目に未納の税額がないことの証明）
ウ 発行後3ヵ月以内の商業登記簿謄本

〈個人の場合〉

- ア 企画提案書（別紙⑤）
・提出する企画提案書は1者1案とすること。
・提出部数は12部とする。（審査委員会でプレゼンテーションを行っていたく際の資料となります。）
イ 国税の納税証明書（その3）及び地方税の納税証明書（各1部、発行日から3ヶ月以内のもの）（各税目に未納の税額がないことの証明）
ウ 身分証明書（原本1部、発行日から3ヶ月以内のもの）
エ 登記されていないことの証明書（原本1部、発行日から3ヶ月以内のもの）

- (2) 提出期限 令和8年2月13日（金）17時15分まで
(3) 提出先 四日市市職員共済会事務局（人事課内）
(4) 提出方法 持参による提出

15 プロポーザル審査委員会の開催

- (1) 令和8年2月下旬頃に、プロポーザル審査委員会を実施する。

- (時間、場所、プレゼンテーション実施方法等は別途通知する。)
- (2) プロポーザル審査委員会に際し、新たな資料は必要としない。ただし、補足説明等に必要な場合は別途用意すること。
 - (3) プロポーザル審査委員会に際し、パソコン、液晶プロジェクターの使用はしないこと。

16 選考方法

(1) 企画内容等の審査

応募資格に適合している事業者について、四日市市職員共済会コンビニエンスストア運営業務委託プロポーザル審査委員会において、企画提案書の書類審査、プレゼンテーションの審査及びヒアリングを行い、評価項目について総合的に評価し、採点することにより行う。

審査委員会の採点結果の合計を基に順位を決定する。

(2) 評価方法

四日市市職員共済会コンビニエンスストア運営業務委託プロポーザル審査基準（別紙⑥）に掲げる評価項目について、企画提案書の内容から評価を行い、それぞれの項目について採点し、合計を基に一位事業者を決定する。

(3) 審査結果

審査委員会の審査結果を踏まえて、契約の相手方となる候補者を決定し通知する。ただし、一位事業者との間で、委託業務に関して必要ない協議が合意に至らない場合は、順次審査結果の上位事業者と協議を行うものとする。

17 無効となる企画提案

次の条件の一つに該当する場合は、審査の対象から除外する。

- (1) 「8 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、プロポーザルにあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が無効であると認めた場合

18 契約

当業務委託の契約にあたっては、本会が開催する評議員会での承認後とする（プロポーザル審査委員会において、一位事業者の決定を行うが、当業務委託導入の可否については、評議員会での承認を必要とする）。評議員会で承認後、契約書を締結する。

19 その他

- (1) 応募者が1者のみの場合であっても、プロポーザル審査委員会において提案内容

- の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (2) 企画提案書の内容について確認するため、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 企画提案に関し、使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 応募者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとする。
- (5) プロポーザル参加に際し、必要な経費は提案者の負担とする。
- (6) 企画提案書等の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断無償で複製を作成する場合がある。
- (7) 参加意向申出書の提出期限以降の参加申込は認めない。
- (8) 企画提案書等提出期限以降の書類差替え、追加及び再提出は認めない。ただし、プロポーザル審査委員会当日の補足説明は除く。
- (9) 決定事業者の企画内容は、四日市市職員共済会との協議の上、変更することができる。
- (10) 企画提案書等の提出された書類は、返却しない。
- (11) プロポーザルの実施や結果等については、四日市市情報公開条例に基づき、個人情報等の保護に注意しながら情報提供する。なお、企画提案書等の提出された書類は、四日市市情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。

<添付>

- ・別紙① 四日市市職員共済会コンビニエンスストア運営業務委託仕様書
- ・別紙② 参加意向申出書
- ・別紙③ 誓約書
- ・別紙④ 質問書
- ・別紙⑤ 企画提案書
- ・別紙⑥ 四日市市職員共済会コンビニエンスストア運営業務委託プロポーザル審査基準

20 連絡先・提出先

担当課：四日市市職員共済会事務局（四日市市総務部人事課内）

担当者：神藤

所在地：〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電話：059-354-8120

FAX：059-354-8330

メール：jinji@city.yokkaichi.mie.jp